

【令和 8 年度(2026 年度)】 西原町保育所・こども園等入所案内

【継続】

◆申請期間：令和 7 年 9 月 16 日(火)～ 9 月 30 日(火) 24 時間受付

◆申請方法：オンライン申請(LoGo フォーム)

※ 在園の施設を通してQRコードを配布します。



【新規、転園申込み】

◆申請期間：令和 7 年 10 月 10 日(金)～ 10 月 31 日(金) 24 時間受付

◆申請方法：オンライン申請(LoGo フォーム)

※ 西原町広報誌および西原町ホームページにて QR コードを掲載します。



※ 期間外の申込は、在園児や優先順位の高い児童であっても待機の対象となりますのでご注意ください。

⚠ 注意事項 ⚠ ～ 必ずお読みください ～



- ① 保育所等入所をご希望の方は、**全員**、申込手続きが必要となります。
- ② 認定こども園の2号認定(保育認定)を希望される場合は、保育所等の申込みと同様に保育の必要性に応じ利用調整(入所選考)を行います。
- ③ 必要書類を全て揃えてオンライン申請してください。(申請フォームの入力、写真データの添付等となります。)
- ④ **2人以上申込む場合は、1人ずつオンライン申請が必要です。**
- ⑤ 令和8年度に進級クラスがない現在2歳児(うえはら保育園、がじゃほいくえん、キティーハウス)、4歳児(坂田保育所、白百合保育園、小川保育園)は、【継続】の申請期間となりますので、ご注意ください。
- ⑥ 保育料未納世帯(過年度含む)については入所(園)できない場合があります。
- ⑦ 申込児童が受入可能人数を上回るなどの理由により、入所(園)できない場合があります。
- ⑧ 申請や添付書類等に虚偽がある場合は、入所(園)を取り消すことがあります。
- ⑨ 年度途中での転園は、待機児童や他に申込み者がいない場合のみ選考を行います。
- ⑩ 現在利用している保育所等ではなく、別の施設を第1希望とした場合は、転園希望となり、継続とは別での選考となります。
- ⑪ 郵送にて提出される場合は、消印有効とし(継続は 9 月 30 日、新規・転園は 10 月 31 日)、郵送料は自己負担となります。未着については一切責任を負いかねます。

不備等の連絡は hoikusyo@town.nishihara.okinawa.jp
098-945-5311 から行います。

0. もくじ

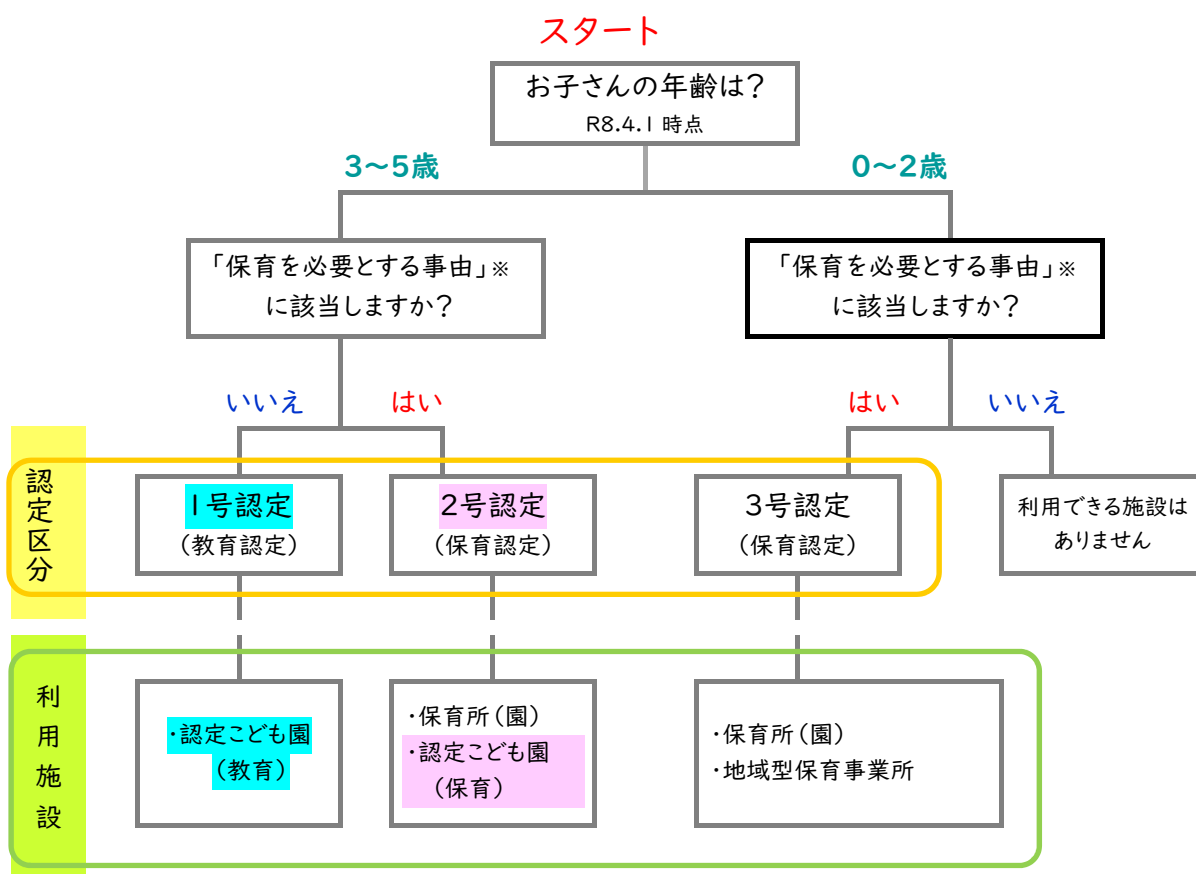
1. 教育・保育認定について……p3
2. 1号認定(教育認定)の申込み等について……p4
3. 2号・3号認定(保育認定)の申込みについて……p6
4. その他該当する世帯のみ必要な書類(各認定区分共通)……p8
5. 申請から入所までの流れ(2号・3号認定)……p9
6. 保育所等の利用について(2号・3号認定)……p11
7. 広域入所について(2号・3号認定)……p12
8. 保育所等申込みに係る待機証明書の発行について……p12
9. 利用者負担(保育料等)について(2号・3号認定)……p13
10. 発達支援保育について……p16
11. 西原町保育施設一覧及び予定募集定員……p17

1. 教育・保育認定について

教育・保育施設を利用するには、西原町から「教育・保育支給認定」を受け「施設利用の承諾」を受ける必要があります。「教育・保育支給認定」については、幼児の年齢や保育の必要性に応じて、下記の区分に分類され、それぞれの区分により利用できる施設や時間が決まっています。

認定区分	1号認定 (教育認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)
年齢	3歳～5歳	3歳～5歳	0歳～2歳
保育の必要性	なし	あり	あり
対象となる幼児	保育を必要とせず、 教育を希望する幼児	保護者の就労や疾病等の理由により保育を必要とする幼児	
保育必要量	教育標準時間	保育標準時間 または 保育短時間	
利用できる施設	認定こども園(教育)	保育所(園) 認定こども園(保育)	保育所(園) 地域型保育事業所

あなたの認定区分は？利用できる施設は？



※保育を必要とする事由

① 就労 ② 妊娠・出産 ③ 疾病・障がい ④ 看護・介護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動
⑦ 就学 ⑧ 育児休業 ⑨ 虐待・DV ⑩ 育児休業 ⑪ みなし育休 (⑩・⑪継続認定のみ)
詳細は P6:「2号・3号認定(保育認定)の申込みについて」をご覧ください

2. 1号認定(教育認定)の申込み等について

○町内全域から入園申込みが可能です。が、小学校からは指定校区があります。ご注意ください。

- 1号認定 坂田こども園は坂田小学校区、西原南こども園は西原南小学校区、
西原東こども園は西原東小学校区、西原こども園は西原小学校区内の幼児を優先とします。
定員を超える申し込みがあった場合は、抽選となる場合があります。
(抽選となった場合は、対象者へ通知します。)

(1)【申込みについて】

様式取得用(西原町 HP)

《申し込み必要書類》

9月9日公開(予定)

① 教育・保育給付認定申請書兼現況届 兼 施設利用申込書

② 入所申込み確認及び同意書

※オンライン申請(LoGo フォーム)のため、①②を申請フォーム上で入力してください。

※世帯の状況により必要書類は異なるため、8ページもご確認ください。



(2)【利用時間】

	曜日	8:15	14:00	18:15
1号認定	月～金	教育時間		
1号認定+ 一時預かり保育	月～金	教育時間		一時預かり保育 原則一時的な利用に限る

◎1号認定について、教育時間終了後の預かり保育の実施はありませんが、
冠婚葬祭等やむを得ず保育の必要となる場合、一時預かり保育を実施します。(原則、恒常的な利用は除きます)

(3)【利用者負担(保育料等)について】

令和元年10月から幼児教育・保育無償化により、3歳児～5歳児クラスの幼児の保育料は無料となっていますが給食費等が別途、徴収されます。

一時預かり保育料(冠婚葬祭等やむを得ず保育が必要となる場合)

○平日 14:15～18:15 450円/日

○長期休業中 8:15～14:00 550円/日 14:15～18:15 450円/日

(8:15～18:15 1,000円/日)

(4)【一時預かり保育について】

1号認定を受けた幼児が、急な用事等(冠婚葬祭など)で一時的に14時以降の保育が必要となる場合、平日(月曜～金曜)の教育時間終了後から18時15分まで利用が可能です。また、同様に、長期休業中に、保育が必要となる場合も、平日(月曜～金曜)の8時15分から18時15分まで利用が可能です。(いずれも恒常的な利用は原則できません。)

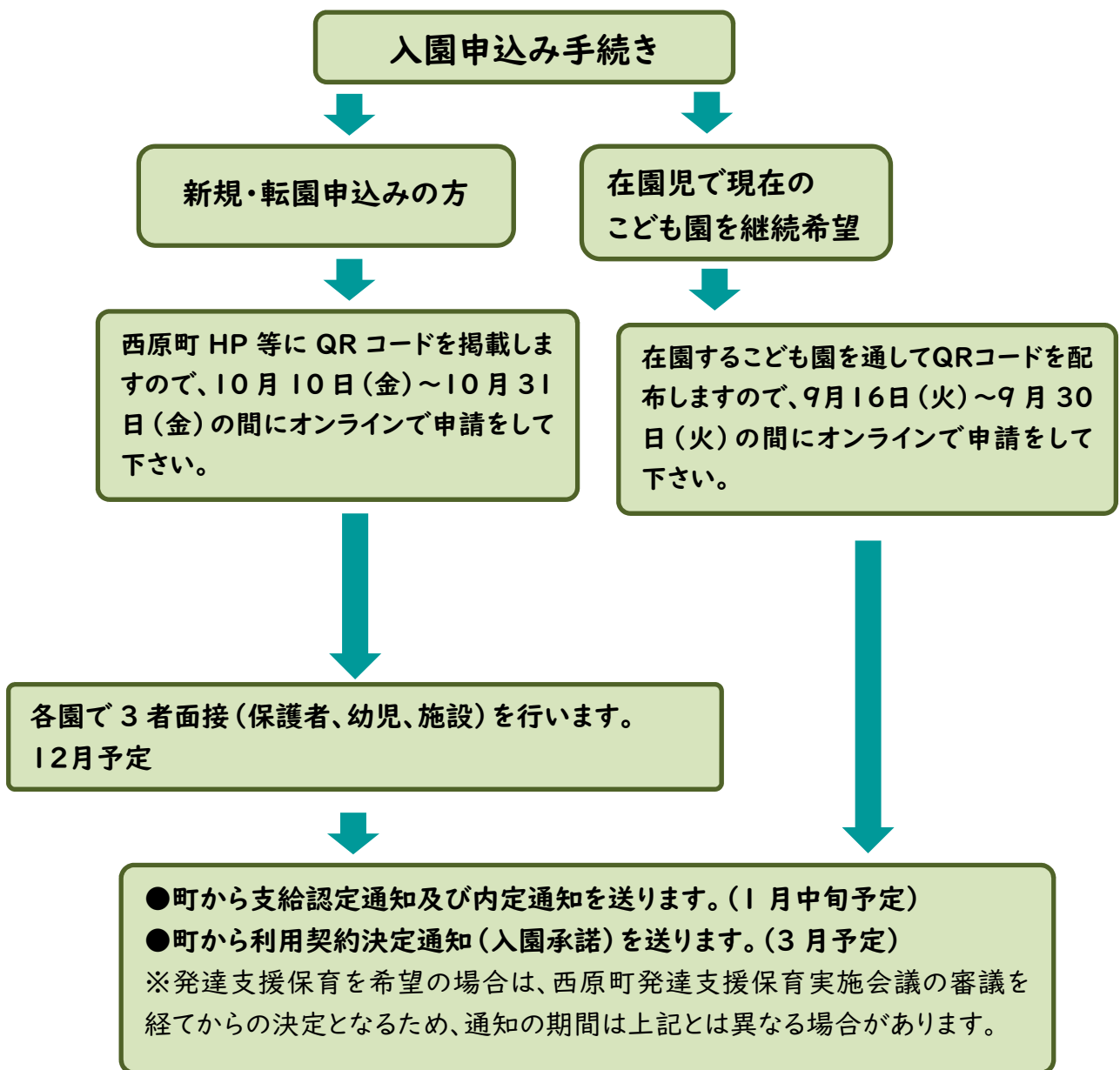
(5)【開園日・休園日】

開園日：月曜日から金曜日まで(8時15分～14時00分)

休園日：土曜日・日曜日、祝日、慰霊の日、長期休業日(春季・夏季・秋季・冬季・学年末)

※長期休業中はお休みとなりますのでご注意ください。保育を必要とする場合は2号認定(保育認定)での申請となります。

(6)【申込みから入園までの流れ】



※ 郵送での提出も可能ですが、未着については一切責任を負いかねます。

3. 2号・3号認定(保育認定)の申込みについて

《申込み必要書類①～④》(2・3号)

※ 世帯の状況により必要書類は異なるため、次ページもご確認ください。

※ 必要な書類が揃っているか ☒ 等で十分ご確認ください。

※ オンライン申請(LoGo フォーム)のため、①③④は申請フォーム上で入力となり、②は写真データ添付となります。

「原本」はご自身で保管ください。(添付データが不詳明等の場合、再度データ送信を依頼することがあります。)

① 教育・保育給付認定申請書兼現況届 兼 施設利用申込書

② 保育を必要な事由を証明する書類(3ヶ月以内に証明されたもの)

※ 父・母・18歳以上65歳未満の同居者は全員必要です。

③ 入所申込み確認及び同意書

④ 保育所等保育料納付誓約書(※0～2歳クラスのみ)

様式取得用(西原町 HP)

9月9日公開(予定)



【保育の必要な事由を証明する書類】

☒	理由・状況など		必要書類	手続方法
☐	就労	勤務(月64時間以上)	★就労証明書	データ添付
		自営業など	★就労証明書 確定申告、内職証明書、委託契約書などの写し (1年以内に開業された方は開業届の提出も可能)	
☐	妊娠・出産	産前2ヶ月・産後4ヶ月	親子健康手帳の写し等(出産予定日の記載があるもの)	
☐	疾病	病気療養中	★診断書	
☐	障がい	心身に障がいがある	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳などの写し	
☐	介護など	看護・介護に当たっている	★看護(介護)状況申立書 看護・介護を受けている方の診断書などの写し	
☐	災害復旧	災害復旧に当たっている	罹災証明書	
☐	求職活動	求職活動中	★求職申立書 ハローワークカードの写し	
☐	就学	就学または職業訓練中	在学証明書など・カリキュラム等日数や時間が確認できるもの	
☐	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	必要書類については、個別に確認ください。	
☐	育児休業 (継続認定のみ)	育児休業中	★就労証明書(育児休業期間の記載があるもの)	
☐	みなし育休※ (継続認定のみ)	育休対象児の家庭保育	★みなし育休に係る申立書 親子健康手帳の写し等(出産日の記載があるもの)	

※みなし育休とは…すでに保育を利用している児童の継続利用のため、2歳児未満の育休対象児の家庭保育を事由として設定するものです。

・『★』は町指定の様式です。こども課窓口で受け取るか西原町 HP からダウンロードし、必要事項記載し、データ添付して下さい。

●出産を控えている方●

妊娠中の方は、就労の有無に関わらず「親子健康手帳(母子手帳)」、「診断書」、「妊娠届出書」などの分娩予定日が記載されている書類の写真データを添付してください。また、出産日翌日から4ヵ月後の月末までに保育の必要な事由を証明する書類(就労証明書等)の提出がない場合は退所(園)となる場合があります。

●育児休業中・みなし育休中の方●

～在園の場合～

児童の発達上、環境の変化に留意する必要がある場合や保護者の健康状態などを考慮し、継続利用が必要である場合には、保育の必要な事由に該当し認定を受けることができます。

～新規の場合～

入所日の翌月末までに職場復帰することが申込みの条件です(例:4月1日入所の場合、5月31日までに職場復帰)。就労証明書に職場復帰日の記載がないものは無効です。職場復帰後は、2週間以内に復職証明書を提出してください。

●求職活動中の方●

求職申立ての認定期間は3ヶ月間です。ただし、認定期間の延長が妥当と判断される場合は最長で4か月となります。期限を過ぎた場合は退所(園)、又は待機対象外とされますのでご注意ください。勤務が決まった方は速やかに「就労証明書」を提出してください。

4. その他該当する世帯のみ必要な書類（各認定区分共通）

【世帯の状況確認に必要な書類】

☒	世帯の状況	必要書類	手続方法
☐	生活保護世帯	生活保護証明書	データ添付
☐	ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証、母子及び父子家庭等医療費受給者証、遺族基礎年金受給者証などのコピー、または戸籍謄本（離婚日の記載があるもの）	
☐	障がい者（児）のいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、または障害基礎年金受給者証などのコピー	
☐	里親世帯	里親委託証明書	
☐	申込児童にアレルギー・疾病がある世帯	★児童の状況調査票 ★診断書（児童の状況によって）	
☐	発達支援保育を希望する世帯	過去1年以内の発達検査等の結果が分かる書類、診断書または身体/療育/精神障害者手帳、特別児童扶養手当証書、通所受給者証等の写し	オンライン入力
		情報提供に対する同意書（申請フォーム上で入力ください）	個別連絡
		★児童の状況調査票（必要に応じ個別に連絡いたします）	個別連絡
☐	転入予定世帯	★転入予定申立書 「令和7年度（令和6年収入分）所得課税証明書」（2月末までに転入できない場合） ※ 3月15日までに転入ができない場合は入所（園）できません。 転入を予定していることが確認できる証明書（工事請負契約書や賃貸借契約等）があれば提出してください。	データ添付

・『★』は町指定の様式です。こども課窓口で受け取るか西原町 HP からダウンロードし、必要事項記載し、データ添付して下さい。



様式取得用（西原町 HP）
9月9日公開（予定）

【保育料及び副食費算定に必要な書類】

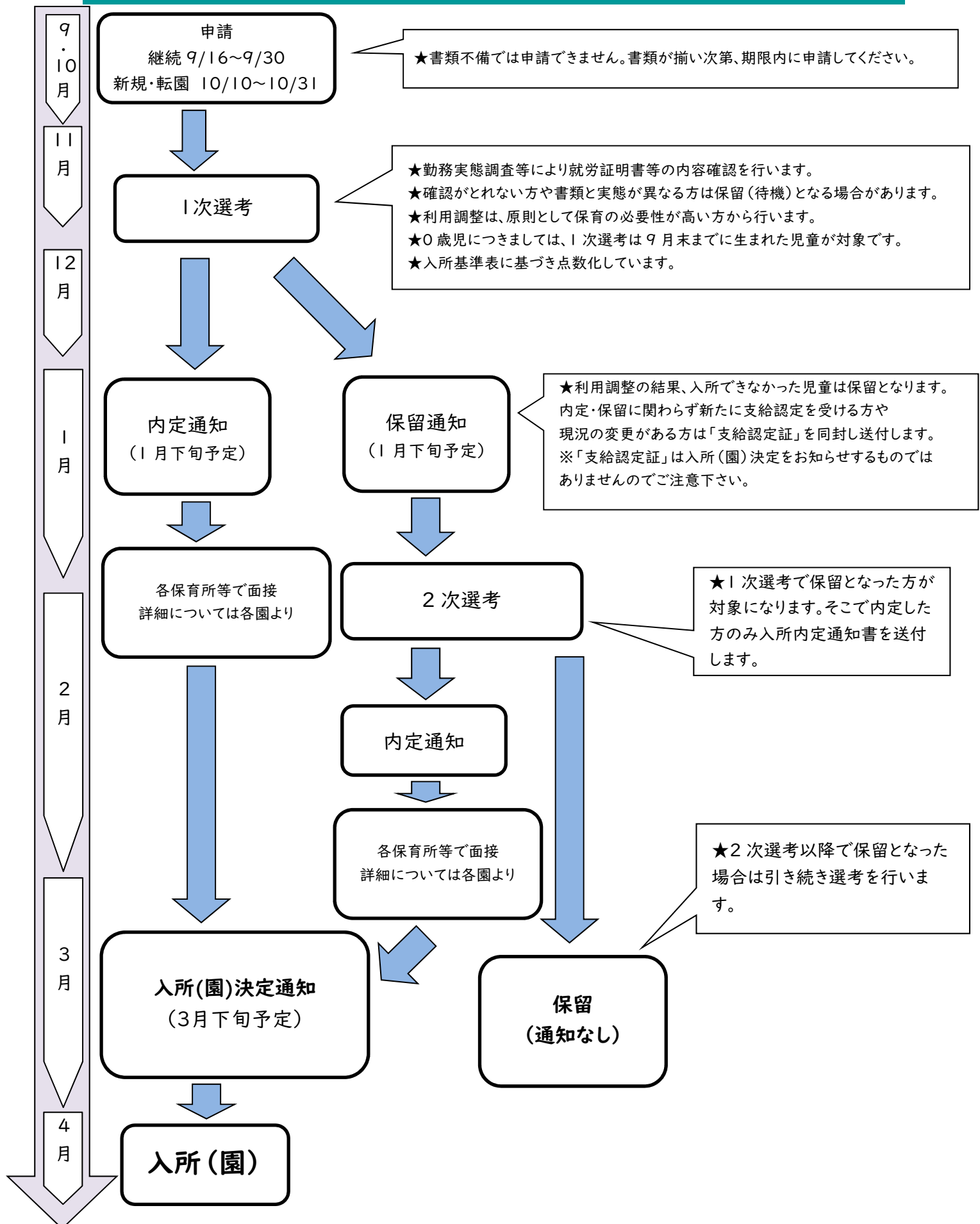
☒	状況	必要書類	提出期限	手続方法
☐	・町外に住民票がある方 （単身赴任等）	「令和7年度（令和6年収入分）所得課税証明書」・新規のみ	入所申込時	データ添付
		「令和8年度（令和7年収入分）所得課税証明書」 ※ 令和8年1月1日時点の住民登録市町村で発行可能	令和8年7月6日（月）	
☐	軍人・軍属の方	「2024 W-2（令和6年収入分が確認できるもの）」の写し	入所申込時	
		「2025 W-2（令和7年収入分が確認できるもの）」の写し	令和8年7月6日（月）	

【注意事項】

○申込後に家庭状況が変わった場合は、書類の再提出等が必要となります。その都度こども課保育所係までご連絡ください。なお、入所（園）後職場を退職し3ヶ月以上たったことが判明した場合は退所（園）となります。

○保育時間の変更等がある場合は前月20日までに証明書等の提出をお願いします。翌月1日からの変更になります。月途中の変更はできません。

5. 申請から入所までの流れ(2号・3号認定)



令和 8 年度途中における保育園所等入所について

入所希望日	申込受付・期間	
令和 8 年 5 月 1 日	3 月 2 日(月)～ 3 月 31 日(火)	★入所(園)日については 各月 1 日付けとします。
令和 8 年 6 月 1 日	4 月 1 日(水)～ 4 月 30 日(木)	
令和 8 年 7 月 1 日	5 月 1 日(金)～ 5 月 29 日(金)	
令和 8 年 8 月 1 日	6 月 1 日(月)～ 6 月 30 日(火)	
令和 8 年 9 月 1 日	7 月 1 日(水)～ 7 月 31 日(金)	
令和 8 年 10 月 1 日	8 月 3 日(月)～ 8 月 31 日(月)	
令和 8 年 11 月 1 日	9 月 1 日(火)～ 9 月 30 日(水)	
令和 8 年 12 月 1 日	10 月 1 日(木)～10 月 30 日(金)	
令和 9 年 1 月 1 日	11 月 2 日(月)～11 月 30 日(金)	
令和 9 年 2 月 1 日	12 月 1 日(火)～12 月 28 日(月)	
令和 9 年 3 月 1 日	1 月 4 日(月)～1 月 29 日(金)	

①新規申し込み受付

上記表中の受付期間内に、保育所等入所申込にかかる書類一式を提出して下さい。



②毎月各園の受け入れ可能人数を確認します。

対象となる児童で、点数の高い方からのご案内になります。



★内定

内定者にのみご連絡致します。
(毎月 10～15 日目途)



★保留

翌月以降引き続き選考を行います。
入所申込書は、令和 9 年 3 月 31 日まで有効です。
選考終了後、1 度のみ保留通知をお送りします。
※ 保留の方へは、ご連絡いたしません。

③保育所等との面接

内定園との面接を行います。(園から連絡有)



④入所(園)決定

通知をお送りします。

6. 保育所等の利用について（2号・3号）

★保育所等入所について

保育所（園）やこども園（2号認定）は、保護者の就労や病気の状態にあるなど「保育の必要な事由」に該当する世帯に属する児童を、保護者に代わって保育することを目的としています。したがって、どの家庭の児童も無条件に入所（園）できるものではありません。なお、「集団保育に慣れさせるため」などの理由では入所（園）の対象とはなりません。

★入所（園）対象児童

生後6ヶ月から小学校就学前までの児童のうち、保育の必要な事由に該当し、西原町内に住民票を有する世帯が対象です。なお、申込は出生届後から可能です。

（令和8年度対象児童）

5歳児クラス 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ

4歳児クラス 令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ

3歳児クラス 令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ

2歳児クラス 令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ

1歳児クラス 令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれ

0歳児クラス 令和7年4月2日～令和8年4月1日生まれ

★保育の必要性の認定

保育所等の利用を希望する場合は、「保育を必要とする認定」を受ける必要があります。認定された場合、【支給認定証】を交付いたします。【支給認定証】は入所（園）決定をお知らせするものではありませんのでご注意ください。また、既に認定を受けている方については、内容に変更等がある場合にのみ通知致します。

★保育必要量の区分

保護者の状況に応じて、保育の利用時間を以下のように認定します。

利用区分	保護者の状況	保育時間
保育標準時間	就労、就学等の時間が1週間当たり30時間以上、妊娠・出産、疾病等	最長11時間（原則8時間）
保育短時間	就労、就学等の時間が1週間当たり16時間以上30時間未満、求職活動中、育児休業中等	最長8時間

※保護者のいずれか一方が保育短時間に該当する場合は、保育短時間での利用となります。

★保育時間 通常保育は月曜日～土曜日（日曜・祝祭日・慰霊の日及び年末年始は休園）

	7:15		18:15	19:15
標準時間	(11時間)			延長 保育
短時間	時間外 保育	(8時間)	時間外 保育	延長 保育
	7:15	8:15	16:15	18:15 19:15

※認定こども園（2号認定）保育時間は上記保育所（園）の基準と同様となります。

※延長保育を実施していない園もございますのでご注意ください。（17ページ参照）

※園によって保育開始時間及び終了時間が異なります。詳細は各園までお問い合わせください。

※時間外保育・延長保育を利用した場合は、別途利用料がかかります。

・時間外保育：1時間 150円／月契約 4,500円 ・延長保育：1回利用 300円／月契約 3,000円

★一時保育事業

保護者の疾病や出産など、一時的に保育を必要とする児童が対象です。現在、保育士不足により事業を見合わせておりますが、実施予定園において職員体制が整い次第、再開予定です。

★発達支援保育

発達が気になる児童及び心身に障がいのある児童で、保育の必要性が認められ集団生活において支援が必要な児童には、より丁寧な保育を行うことで子どもの発達を促します。

7. 広域入所について(2号・3号認定)

※広域入所とは、住所地以外の保育施設へ入所をすることです。

※入所を希望する保育所等が所在する市町村の申込み期限内に申込みください。

★西原町の方が他市町村の保育施設(2号・3号認定)へ広域入所を希望する場合

【申込みの流れ】

- ① 西原町に申込書類を提出します。
- ② 西原町と入所希望先の市町村とで協議を行い、入所の可否を判断します。
- ③ 西原町から保護者へ入所の可否の通知を行います。

※希望先の市町村において待機児童が解消されていない場合は、入所できないことがあります。

★他市町村の方が西原町の保育施設(2号・3号認定)へ広域入所を希望する場合

【申込みの流れ】

- ① お住まいの市町村へ申込書類を提出します。
- ② お住まいの市町村と西原町とで協議を行い、入所の可否を判断します。
- ③ お住まいの市町村から保護者へ入所の可否の通知を行います。

※本町の待機児童が解消されていない場合は、入所できないことがあります。

8. 保育所等申込みに係る待機証明書の発行について

令和7年4月から保育所等に入所できなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長手続きに変更がありました。

R7.4月～

保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて市区町村の発行する入所保留通知書などでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認めることが必要になります。保留通知に合わせて、市区町村に利用申し込みの際に提出する申込書の写しが必要になります。

※注意事項

- ・保育所等入所内定後、「やむを得ない理由なく内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。
- ・事前に厚生労働省のHP等で必要な書類の確認のうえ、必要なコピー等をお願いします。

詳しくは、厚生労働省のHPをご覧ください。「育児休業給付金の支給対象期間延長手続き」で検索 🔍

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html

※待機証明書等が必要な場合は、こども課窓口にて申請ください。(発行には数日かかります)
(発行手数料 300 円が発生します。)

9. 利用者負担（保育料等）について（2号・3号認定）

令和元年 10 月から幼児教育・保育無償化により、3 歳児～5 歳児クラスの幼児の保育料は無料となっています。

※ 各料金設定については保育料の階層区分及び保育料一覧表をご確認ください。

（1）【保育料】

保育料は両親の課税状況・児童の年齢・世帯状況によって決定されます。

・基本的には両親の課税状況で保育料を算定しますが、非課税世帯で祖父母等と同居し、かつ、両親の収入が生活保護基準額を下回る場合は、同居親族の収入も保育料算定の対象となる場合があります。

・修正申告等により課税状況に変更が生じた場合や世帯状況の変更があった場合は、その都度こども課保育所係までご連絡ください。保育料が変更となる場合があります。

・保育料で過納額が生じた場合は、その年度の保育料や未納分等に充てさせていただき残りを還付します。

※ 保育料算定に当たっては、税額控除の「寄付金控除額」、「住宅借入金等特別控除額」、「配当控除額」、「電子証明（e-tax）等特別控除額」、「外国控除額」を含めた控除前の税額で決定いたします。

① 保育料の切り替え時期について

保育料は毎年 9 月に切り替えとなります。4 月～8 月分保育料は前年度市町村民税所得割額にて算定を行い、9 月分以降の保育料は当年度市町村民税所得割額にて算定を行います。課税額に変更が生じた場合、保育料が変更となる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
令和 7 年度市町村民税額で判定 (令和 6 年中の収入)					令和 8 年度市町村民税額で判定 (令和 7 年中の収入)						

※ 未申告・課税証明書未提出の方は正しい保育料の算定ができないため、最高額（第 8 階層）で保育料を算定します。

※ 算定の結果、保育料が変更になる方へは変更通知書を送付いたします。

② 保育料の軽減について

きょうだい児が、対象施設を利用している場合、保育料の多子軽減制度が適用されます。

※ 就学前児童からカウントして、1 人目の児童は全額、第 2 子が半額、第 3 子以降が無料となります。

市町村民税所得割額が、57,700 円未満世帯は多子軽減制度の施設要件及び年齢制限はありません。

※ 保育施設（認可外を除く）や公立幼稚園に入所されている場合は届出の必要がありませんが、その他軽減措置に対象施設を利用している場合は（下記参照し該当する世帯）は在園証明書の提出をお願いします。

対 象 施 設	届出書の提出
・企業主導型保育施設 ・私立幼稚園 ・特別支援学校幼稚部 ・児童発達支援及び医療型児童発達支援（児童デイ等） ・児童心理治療施設	必要
・認可保育所（園） ・認定こども園 ・小規模事業所施設等	不要

※ 企業主導型保育施設以外の認可外保育施設は対象外です。

③ 保育料の納付期限は、毎月 10 日（4 月のみ 20 日）です。

（ただし、土日・祝祭日に当たる場合は、翌営業日となります。）

※ 納付は原則、口座振替をお願いします。

※ 保育所（園）とこども園にきょうだい児が入園している場合、登録できる口座は 1 つとなります。

きょうだい児で別の口座を登録することはできませんので、あらかじめご了承ください。

保育料の階層区分及び保育料一覧

階層区分	各月初日の入所(園)児童の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)		
	定 義		0～2 歳児クラス		
			標準	短時間	
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯		0	0	
第 2-1 階層	前年度(9 月以降は当年度)の 市町村民税 <u>非課税世帯</u>	ひとり親・ 障がい児(者) のいる世帯	0	0	
第 2-2 階層		一般世帯	0 (0) [0]	0 (0) [0]	
第 3-1 階層	前年度(9 月以降 は当年度)の 市町村民税 <u>所得割額</u> (保護者合算)	48,600 円 未 満	ひとり親・ 障がい児(者) のいる世帯	8,750 (0) [0]	8,550 (0) [0]
第 3-2 階層			一般世帯	18,500 (9,250) [0]	18,100 (9,050) [0]
第 4-1 階層		48,600 円 以 上 77,101 円 未 満	ひとり親・ 障がい児(者) のいる世帯	9,000 (0) [0]	9,000 (0) [0]
第 4-2 階層			一般世帯	27,000 (13,500) [0]	26,500 (13,250) [0]
第 4-3 階層		77,101 円以上 97,000 円未 満		27,000 (13,500) [0]	26,500 (13,250) [0]
第 5 階層		97,000 円以上 169,000 円未 満		35,500 (17,750) [0]	34,800 (17,400) [0]
第 6 階層		169,000 円以上 301,000 円未 満		42,500 (21,250) [0]	41,700 (20,850) [0]
第 7 階層		301,000 円以上 397,000 円未 満		48,000 (24,000) [0]	47,100 (23,550) [0]
第 8 階層		397,000 円以上		63,000 (31,500) [0]	61,900 (30,950) [0]

*年度の途中で3歳児となり、認定が3号から2号に変更となる場合でも、その年度末までは0～2歳児クラスとしての保育料になります。

*第2-2階層から第8階層の()は二人目半額、[]は三人目から無料であると示しています。

*市町村民税非課税：「所得割額」に加え「均等割額」も非課税であることが条件となります。

※国の法改正により保育料が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 【給食費】

給食費(主食費+副食費)は各保育所・こども園で徴収します。

ただし、副食費については以下の要件に該当する場合免除となります。

市町村民税所得割額 (保護者合算)	1号認定	2号認定
57,700 円未満	副食費免除	副食費免除
77,101 円未満		副食費徴収 (第3子の場合は免除) ※第1子の年齢制限:小学校入学前
77,101 円以上	副食費徴収 (第3子の場合は免除) ※第1子の年齢制限:小学校3年生	

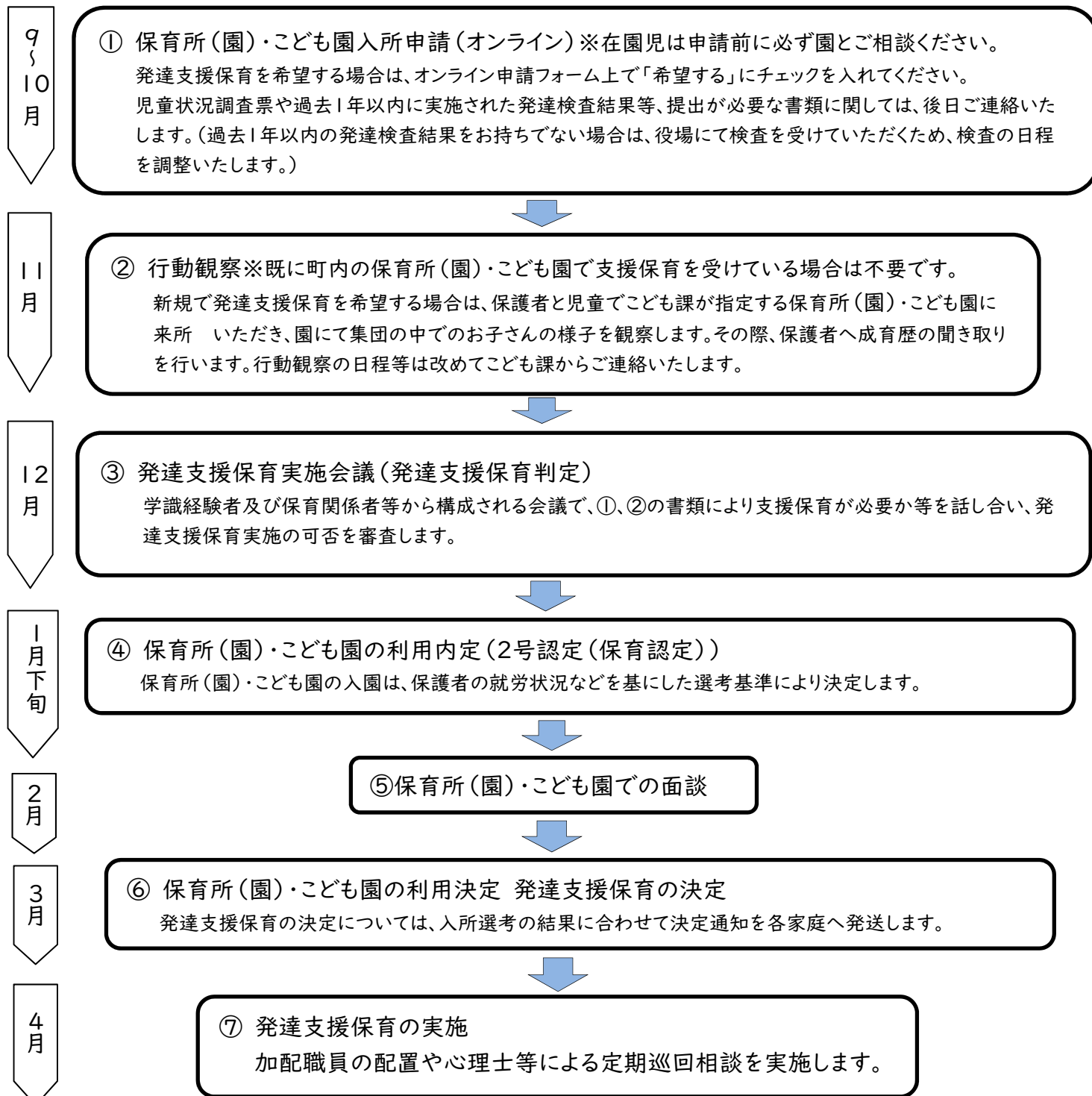
10. 発達支援保育について

【対象】発達が気になる幼児及び心身に障がいのある幼児で、集団生活において支援が必要な幼児

【必要書類】

- ☐ 過去1年以内の発達検査等の結果が分かる書類、診断書、療育手帳、特別児童扶養手当証書、通所受給者証等の写し（いずれもない場合は、こども課幼稚園こども園係へご相談ください）
- ☐ 情報提供に対する同意書（申請フォーム上での入力）
- ☐ 児童の状況調査票（必要に応じ個別に連絡いたします）

【申請・決定の流れ】



- ◎ 発達支援保育は発達面に関する訓練や治療を行うための保育ではありません。
また、保育者が児童と常時1対1で対応する保育でもありません。

11. 西原町保育施設一覧及び予定募集定員

令和8年度実施施設(予定)

・各施設の保育士の配置状況等により変動する場合があります。

施設名				定 員							延長保育	子育て支援センター	子育て支援事業
				0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児	計			
公立	1	坂田保育所		9	20	21	25	25		100	○		
私立	2	西原白百合保育園		9	18	23	20	20		90		○	
	3	愛和保育園		18	30	30	30	30	12	150			
	4	さざなみ保育園		9	10	18	28	25		90			
		さざなみ保育園(分園)			5	10			25	40		○	
	5	小川保育園		8	15	15	15	17		70	○		
	6	さくらんぼ保育園		12	18	24	25	25	16	120			
	7	さわふじ保育園		12	18	24	24	22		100	○		
	8	さうんど保育園		6	12	12	18	16	16	80			
	9	西原保育園		9	15	18	18	20		80			
	10	こばとゆがふ保育園		6	15	18	18	22	11	90			
小規模・事業所	11	うえはら保育園(小規模)		6	0	6				12			
	12	がじゃほいくえん(小規模)		3	8	8				19	○		
	13	キティーハウス(事業所)		6	12	12				30			
私立	1	善隣幼稚園	1号(教育) 園が利用決定します。			(満3歳児) 12	19	20	20	71			
			2号(保育)			(満3歳児) 3	7	7	7	24			
	2	坂田こども園	1号(教育)				5	5	5	15			○
			2号(保育)				25	25	50	100	○		
	3	西原南こども園	1号(教育)				3	3	4	10			○
			2号(保育)				12	13	30	55	○		
	4	西原東こども園	1号(教育)				5※	5	5	15			○
			2号(保育)				10※	15	50	75	○		
公立	5	西原こども園	1号(教育)				5	5	15	25			○
			2号(保育)				10	25	45	80	○		
			合計	113	196	254	322	345	311	1541			

※西原東こども園3歳児クラスについては、希望する児童数によっては、新設しないこともあります。その場合には、希望園を繰り上げて、利用調整します。

※施設の詳細等は HP などでご確認ください。

	施 設 名	電 話 番 号	所 住 所
公立	坂田保育所	098-945-5306	翁長 665
私立	西原白百合保育園	098-945-4534	翁長 303
	愛和保育園	098-945-4418	小那覇 337-2
	さざなみ保育園	098-945-1164	安室 196-1
	さざなみ保育園(分園)	098-945-3535	桃原 76
	小川保育園	098-946-6057	小橋川 1-2
	さくらんぼ保育園	098-946-1340	翁長 523-12
	さわふじ保育園	098-946-2540	小波津 586-8
	さうんど保育園	098-945-2397	棚原 183-1
	西原保育園	098-943-3727	与那城 172
	こばとゆがふ保育園	098-946-5817	棚原 772-3
小規模 ・ 事業所	うえはら保育園	098-917-4234	上原 3-32-2
	がじゃほいくえん	098-945-9822	我謝 5-1
	キティーハウス	098-943-0011	翁長 591
公立	西原こども園	098-945-2568	与那城 353
私立	坂田こども園	098-943-0318	翁長 626-1
	西原南こども園	098-943-0012	安室 122-1
	西原東こども園	098-963-8550	小橋川 125
	善隣幼稚園(↓時間については善隣のみ)	098-944-5344	幸地 1027-1

※1 号教育時間 8:30~14:00 ※2 号保育標準時間 7:30~18:30 2 号短時間 8:30~16:30

※希望園はできるだけ見学し、保育方針や園の雰囲気是直接確認することをお勧めします。

入所(園)選考基準表

【基本指数】

保護者の状況・保育の必要理由

要件	細目				点数	父	母	備考
就労	日数		1日の就労時間					・就労証明書で確認し、就労時間や日数をもって点数付けを行う ・町外(県外・海外)で就労の場合も、町内と同様に点数付けを行う ・自営業者・内職者は、拳証資料と就労証明書をもって確認 ※日数や時間の基準点が16点以下の場合が加算対象となる
	月21日以上 (5日/週)	10	8時間以上		10			
	月16日～20日 (4日/週)	8	6時間以上8時間未満		8			
	月12日～15日 (3日/週)	6	4時間以上6時間未満		6			
	月12日未満	4	4時間未満		4			
	自営業者・内職者において 拳証資料の提出が確認できない場合				-4			
	自営業協力者(代表者が親族の場合)において、 勤務実態が客観的に確認できない場合							
	採用予定・自営業開業予定の場合				-2			
	医師の診断書による勤務制限がある場合※				+4			
妊娠・ 出産	産前(2ヶ月)～産後(4ヶ月)目の 属する月の末日まで		多胎(ふたご等)妊娠		17			・親子健康手帳で出産予定日の 記載部分の写して確認
			上記以外		16			
疾病・ 障がい	診断書	長期入院(1ヶ月以上) 又は常時臨床			20			・診断書で確認 ・以下の障害者手帳で状態区分に よって点数付けを行う 身体手帳…身体障害者手帳 精神手帳…精神障害者保健福祉手帳 療育手帳
		安静を要するもの			18			
		長期加療を要するもの			16			
	手帳	身体手帳1・2級 / 精神手帳1級 / 療育手帳A1・A2			20			
		身体手帳3級/ 精神手帳2・3級 / 療育手帳B1・B2			16			
		身体障害者手帳4級			12			
看護・ 介護	日数		時間					・診断書や証明書と看護・介護申 立書で確認し、時間や日数をもっ て点数付けを行う
	月21日以上 (5日/週)	9	8時間以上		9			
	月16日～20日 (4日/週)	7	6時間以上8時間未満		7			
	月12日～15日 (3日/週)	5	4時間以上6時間未満		5			
	月12日未満	3	4時間未満		3			
	診断書や証明書等の提出がない場合				-3			
災害 復旧	災害によって自身の家屋等が被害を受け 復旧にあたっている場合				20			・罹災証明書をもって確認
求職 活動	求職活動または起業準備を行っている場合				10			・求職申立書をもって確認 (入所期間:最長3ヶ月)
就学・ 職業 訓練	日数		時間					・カリキュラム等の日数や時間が確認 できる書類をもって点数付けを行う ・以下の該当学校において点数付けを 行う 学校教育法で定める学校、専修学 校その他の各種学校およびこれらに準 ずる教育施設に在学している 公共職業能力開発施設で行う職業訓
	月21日以上 (5日/週)	8	8時間以上		8			
	月16日～20日 (4日/週)	6	6時間以上8時間未満		6			
	月12日～15日 (3日/週)	4	4時間以上6時間未満		4			
	月12日未満	2	4時間未満		2			

		申込時点で就学予定の場合	-2		練等を受けている ※月時間換算で10点を超える場合はその点数付けを行う
		通信制の場合 ※	10		
	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	20		
	育休	育児休業取得時にすでに施設を利用している児童がおり、継続が必要な場合	15		・就労証明書の育児休業期間をもって確認し、点数付けを行う
	みなし育休	2歳児未満の家庭保育を行うため、既に利用中の児童の保育継続が必要な場合	13		・みなし育休申立書および親子健康手帳の出産予定日で確認し、点数付けを行う
	その他	児童福祉の観点から町長が特に保育が必要と判断した場合	※		※状況を確認したのち必要に応じて点数付けを行う

【調整指数】

要件	内容		調整	父	母	備考
就労中 または 採用 予定	認可保育園(小規模・事業所内含む)・ 認定こども園・町立幼稚園	保育士・ 幼稚園教諭	+40			・就労証明書をもって確認
	町内認可保育園・認定こども園・ 町立幼稚園	保育・幼稚園支援員	+10			
	認可外保育園	保育士	+20			
	育児休業から復帰予定		+2			・就労証明書において育児休業復帰予定を確認
	保護者の一方が、単身赴任等で 海外・県外・離島で就労している場合		+6			・別住者の就労証明書の就労先住所で確認
	生計中心者の失業		+4			
世帯	生活保護世帯		+10			・生活保護受給証明書をもって確認
	ひとり親世帯		+30			・児童扶養手当受給者証、離婚日の記載がある戸籍謄本等の証明書で確認
	ひとり親世帯とみなす場合(離婚調停中等)		+26			
	虐待・DV等の世帯	児童相談所等 依頼がある場合	+60			・支援施設等を利用している証明書をもって確認
		支援施設を 利用している場合	+26			
	同居者が上記保育の必要な事由 以外に保育が困難な特別な事情 がない場合	18歳～59歳	-5			
		60歳～65歳	-2			
児童	兄弟が同一保育所を希望している場合		+4			・第1希望園が兄弟同時の場合 加点を行う
	申込児童が多胎児(ふたご等)の場合		+2			・申し込み児童それぞれに加点を行う
	未就学児が3名以上いる場合		+3			
その他	過年度分を含め保育料及び給食費未納の場合		※			※未納状況に応じて減点を行う
	児童福祉の観点から町長が 特に保育が必要と判断した場合		※			※状況を確認したのち必要に応じて 加点を行う